

# いのち支える沼津市自殺対策行動計画（案）の骨子

## 第1章 計画策定の趣旨等

### ○ 計画策定の趣旨

日本の自殺者数は平成15年の34,427人以降、年々減少傾向にあります。しかしながら、依然として年間2万人以上の多くの命が自殺のために失われ、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数を示す指標)は国際的にも非常に高い水準となっており、社会的な問題となっています。

沼津市では、法に基づき、“誰も自殺に追い込まれることのないまち めまづ”の実現を目指して、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いのち支える沼津市自殺対策行動計画」を策定します。

### ○ 計画の位置づけと期間

本計画は、自殺対策基本法に義務づけられた市町村自殺対策計画です。

国の「自殺総合対策大綱」、静岡県「第2次のち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」との整合を図るとともに、沼津市健康増進計画ほかの関連計画と総合的に推進します。

計画の期間は、平成31(2019)年度から平成35(2023)年度までの5年間です。

## 第2章 沼津市の現状と課題

### ○ 現状

平成29年の沼津市の自殺死亡率は、静岡県や全国を上回っています。直近3年間の推移では、静岡県及び全国は減少傾向ですが、沼津市は、自殺者数が横ばいのため、人口の減と相まって自殺死亡率が上昇しています。統計資料と市民意識調査から、働き盛りの年代や高齢者の自殺が多く、「健康問題」「経済・生活問題」「勤務問題」「家庭問題」が自殺やストレスの原因となっていることが分かります。

自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)の現状

	平成27年	平成28年	平成29年
沼津市	19.2	19.4	19.6
静岡県	18.0	17.2	16.9
全国	18.6	16.9	16.5

沼津市の自殺者数

	平成27年	平成28年	平成29年
自殺者数	39人	39人	39人

### ○ 課題

悩みを抱えている人に気づき、支援につなげられる人材の育成が必要です。加えて、身近な相談窓口を充実させ、いつでも利用できるよう、周知に努めるとともに、多岐にわたる問題の解決のために、各相談機関等が連携することが求められます。また、「生活困窮者」「勤務・経営」「高齢者」の3点は、国の地域自殺実態プロフィールが示す地域特性にも表れており、沼津市の優先的な課題と言えます。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### ○ 基本理念 “誰も自殺に追い込まれることのないまち めまづ”

- 基本認識
  - ・ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
  - ・ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている

- 基本方針
  - (1) 生きることの包括的な支援として推進
  - (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
  - (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
  - (4) 実践と啓発を両輪として推進
  - (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

### ○ 計画の目標

「平成38(2026)年までに、自殺死亡率を平成27(2015)年と比べて30%以上減少」するとして自殺総合対策大綱の数値目標と同等の水準を目指し、「平成40(2028)年までに、自殺死亡率を平成29(2017)年と比べて30%以上減少」するため、本計画の最終年である平成35(2023)年の自殺死亡率を16.4以下にするるとともに、自殺者数を33人以下にすることを目標とします。

指標	現状 〔平成29(2017)年〕	本計画の数値目標 〔平成35(2023)年〕	国の大綱に倣った数値目標 〔平成40(2028)年〕
自殺死亡率	19.6	16.4以下	13.7
自殺者数	39人	33人以下	28人

## 第4章 自殺対策のための施策

### 基本理念：誰も自殺に追い込まれることのないまち めまづ

- 「基本施策」は、全国の自治体で実施される共通した取り組みです。
- 「生きる支援関連施策」は、行政及び民間団体等が実施する生きることを支援する取り組みを網羅したもので、市民意識調査結果を基に整理しました。
- 「重点施策」は、国から示された沼津市において優先的な課題(ハイリスク群)となりうる取り組みです。

### 基本施策

### 生きる支援 関連施策

### 重点施策

## 第5章 計画の推進体制等

### ○ 計画の推進体制

行政が主体となり、保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の分野の関係機関や諸団体のほか、NPO、ボランティアなどの民間団体、企業や市民(地域)と協働して、自殺対策を包括的に推進します。

### ○ 計画の進行管理

本計画に基づく施策について、PDCAサイクルにより、適切な評価を行います。ただし、自殺の状況は、様々な社会環境の変化等によって急変することもあるため、必要に応じて施策の改善を検討し、また、計画の見直しを実施します。

## 第4章 自殺対策のための施策

### 1.

#### (1) 地域におけるネットワークの強化

##### 自殺対策に関する連絡会の開催

関係機関等で構成する自殺対策に関する連絡会を設置し、社会全体での取組を進めます。  
＜健康づくり課＞

##### 既存のネットワークの活用

既に地域にある各種ネットワークを通じ、日常生活の中での自殺リスクに関する認識を高めるとともに、自殺対策に関する情報提供等を行います。＜健康づくり課＞

##### 専門医や専門病院への紹介・連携

うつ病やアルコール依存症、統合失調症など精神疾患の人は、自殺のリスクが高い傾向にあります。そのため、必要に応じ、かかりつけ医から専門医療機関などにつなぐことで早期治療に結びつけるよう努めます。【沼津医師会】

##### 生活保護事業や生活困窮者自立支援事業との連携

自殺リスクの高い生活困窮者を関係機関が連携して支援できるよう、「沼津市生活困窮者自立支援ネットワーク会議」における自殺対策に関する情報の共有と連携強化を図ります。＜社会福祉課・健康づくり課＞

##### 働き盛り世代の健康づくりを支援する地域の関係機関との連携

「地域・職域連携推進連絡会」等において、地域や職域関係者が、こころの健康づくりを含めた地域全体の健康づくりの推進について情報交換等を行い、関係機関と連携した取組を進めます。＜健康づくり課＞【東部健康福祉センター】

##### 高齢者の生活を支援する関係機関との連携

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、各地域包括支援センターを中心に、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会、NPO法人、ボランティアなど地域の多様な関係者と連携し、地域全体で支援する体制づくりを進めます。＜長寿福祉課＞

##### 保護を必要とする子どもや児童生徒・保護者を支援する事業との連携

「沼津市要保護児童対策地域協議会」や「沼津市いじめ・不登校等対策連絡協議会」等において情報を共有するとともに、保護を必要とする子どもや児童生徒・保護者に対しての効果的な支援を推進します。＜こども家庭課・健康づくり課・学校教育課＞

#### (2) 自殺対策を支える人材の育成

##### 市職員に向けたゲートキーパー養成講座の開催

市民と関わりを持つ機会が多い窓口業務や相談業務の担当者、生活困窮者等の自殺のハイリスク者とかかわる機会のある職員を対象としてゲートキーパー養成講座を開催します。＜健康づくり課＞

##### 専門職に向けたゲートキーパー養成講座の開催

保健、医療、福祉、労働、教育など、さまざまな分野において、相談・支援等を行う団体や専門職等を対象として、ゲートキーパー養成講座を開催します。＜健康づくり課＞

#### 一般市民に向けたゲートキーパー養成講座の開催

一般市民に向けて、ゲートキーパー養成講座を開催します。特に、日頃から市民への見守り活動や健康づくり支援活動等に尽力している民生委員児童委員、健康づくり推進員等が活動の中で自殺対策の視点を持てるよう図っていきます。〈健康づくり課〉

### (3) 市民への啓発と周知

#### リーフレットの作成と周知

生きる支援に関するさまざまな相談先を掲載したリーフレット（以下リーフレット）を作成し、市内関係機関で配布し、市民への相談体制の周知に努めます。〈健康づくり課〉

#### 自殺対策強化月間等におけるキャンペーンの実施

9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間を広く一般に周知するため、市内関係機関にポスターを掲示するとともに、リーフレットを配布します。〈健康づくり課〉

#### 図書館における啓発用ブースの設置

自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、ポスターの掲示やリーフレットの配布を行うほか、関連書籍ブースを設置します。〈図書館〉

#### こころの健康づくりに関する講座の開催

一般市民に向けて、こころの健康づくりに関する講座を開催し、ストレスチェックや、うつ・自殺予防の正しい知識の普及啓発を行うとともに、身近な相談機関の情報を提供します。〈健康づくり課〉

#### 自殺対策に関する講演会・イベント等の開催

自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、講演会やイベント等を開催し、市民の自殺対策に関する理解の促進と啓発を図ります。〈健康づくり課〉

#### 「広報ぬまづ」による情報発信

「広報ぬまづ」に自殺対策に関する情報を掲載することにより、市民に対する周知と問題理解の促進を図ります。〈広報広聴課・健康づくり課〉

#### SNS等を通じた情報発信

自殺対策に関する情報や正しい知識の普及のため、市ホームページおよび各種SNS、FMぬまづ等を活用して、啓発と情報の発信に努めます。〈広報広聴課・健康づくり課〉

### (4) 生きることの促進要因への支援

#### 子育て世帯が集う機会の提供

保護者に対して子どもの発達・育児に関する相談機会を提供するとともに、市内の子育て支援センターや地区センターで、保護者同士が自由に交流できる場を提供します。また、子育てボランティア団体と連携を図りながら、保護者の孤立を防ぐ取組を進めます。〈子育て支援課〉

#### 高齢者が交流できる機会の提供

高齢者だけでなく世代間が交流する場を提供するため、千本プラザにおいて、季節に応じたイベントや年間を通じた各種講座・教室等の実施により、高齢者の生きがい活動を支援

します。〈長寿福祉課〉

#### 介護者への支援

高齢者を介護する人の不安や負担を軽減するため、高齢者を在宅で介護している家族等に対して介護方法等の知識・技術の取得を目的とした教室を実施するなど、介護者への支援を行います。〈長寿福祉課〉

#### 誰もが気軽に交流できる機会の提供

サンウェルぬまづのふれあい交流室や地区センター・公民館等で、交流会を開催するなど、高齢者・障害者・子どもの垣根なく、誰もが気軽に集える地域交流の場の提供と、居場所づくりを進めます。【社会福祉協議会】

#### 介護者家族の会等への支援

茶話会、昼食懇談会、リフレッシュ交流会の開催をとおして、介護者家族の会等を支援する中で、悩みを気軽に話すことのできる環境を整えていきます。【社会福祉協議会】

#### メディカルソーシャルワーカーへのリーフレットの配布

病院に勤務するメディカルソーシャルワーカーにリーフレットを配布し、地域の相談先に関する情報提供を図ります。〈健康づくり課〉

#### 精神科救急医療体制の整備事業

精神疾患を持つ人に向け、保護の機会および緊急時における適切な医療を確保するため、「精神科救急ダイヤル」による精神科救急に関する情報提供や相談、緊急時の受け入れの確保に努めます。【静岡県】

#### 生活安全相談

一般からの通報を受け、自殺企図者がいる場合には、関係機関へ情報を提供し、必要な支援へつなげます。【沼津警察署】

#### 自死遺族に向けた情報の周知

市ホームページや広報紙等を活用し、自死遺族を対象とした相談会や交流会などの情報提供を図ります。〈障害福祉課〉【県精神保健福祉センター】

#### ほっとライン

福祉関係者を対象に、弁護士による電話情報提供サービスを実施します。【法テラス沼津法律事務所】

#### 教職員への支援

教職員に向け、心の健康チェックやメンタルヘルスの状態の把握に努めるとともに、若手職員等には、研修アドバイザーによる個別指導を行うなど、適切な支援を図ります。〈学校教育課・教職員研修センター〉

### (5) 子ども・若者への取組

#### 「いじめ相談ホットライン」の運営

「いじめ」で悩んでいる小中学生を対象にメールによる相談を実施します。〈学校教育課〉

#### 面接による相談（教育相談推進事業）

不登校や進路、子育てなどに悩む児童生徒とその保護者の悩みや不安を軽減し、児童生徒が将来的に自立していくための支援を行います。また、不登校児童生徒の心理的回復を図

り、自立や学校復帰を支援するため相談指導学級を設置します。〈生涯学習課〉  
**電話相談「やまびこ電話」(教育相談推進事業)**

電話をとおして訴えられる青少年に関するさまざまな問題や悩みについて、電話相談員が共に考えながら解決のための援助を行います。〈生涯学習課〉

### **リーフレットの配布・配架**

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、PTA役員、民生委員児童委員など、子ども・若者と日頃接する機会のある地域の関係者にリーフレットを配布することで、相談先情報の周知に努めます。〈健康づくり課・学校教育課・社会福祉課〉

## **SOS**

### **SOSを受け止める相談体制の充実**

いじめや不登校をはじめとする学校生活への課題を有する児童生徒や保護者のために、児童生徒支援員を配置するとともに、関係者が互いに十分な情報交換をしながら、効果的な指導が行える相談体制の充実を図ります。〈学校教育課〉

### **子どもの学習支援事業**

貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯および生活困窮世帯の中学生等を対象とする学習支援を行うとともに、保護者への教育相談を実施し、世帯の自立を促進します。〈社会福祉課〉

### **ひとり親家庭等生活向上事業**

子どもの生活・学習支援事業として、母子・父子福祉団体による、基本的な生活習慣の習得支援や生活指導および学習習慣の定着等の学習支援等を行います。〈こども家庭課〉

### **「チーム学校」実現事業**

児童生徒支援員、外国人児童生徒支援員、日本語学習支援員、放課後学習支援員等を各学校へ配置することで、児童生徒の教育や悩みなどに対する支援体制の充実を図ります。〈学校教育課〉

### **特別支援教育推進事業**

特別な教育支援が必要な児童生徒への個別の支援体制を整えるため、医師、臨床心理士、特別支援学級教諭等による専門家チームを構成し、学校への巡回相談等を行います。〈学校教育課〉

### **青少年教育推進事業**

青少年の健全育成を図るため、市内青少年団体が行うイベントや研修会を支援します。〈生涯学習課〉

### **ファミリー・サポート・センター事業**

育児を応援したい人と応援してほしい人をアドバイザーが調整し、子育ての軽減を図ります。〈子育て支援課〉

### **子育て短期支援事業**

保護者が病気や事故、夜勤などの理由で、子どもの養育が一時的に困難となった場合には、母子生活支援施設等で保護を行います。〈こども家庭課〉

### **母子生活支援施設入所に関する支援**

虐待やDV等の保護が必要な場合には、母子生活支援施設に保護し、自立に向けた支援を行います。〈こども家庭課〉

### **家庭児童相談事業**

市役所内に家庭児童相談室を設置し、家庭での養育等、児童にかかわるさまざまな諸問題に対する助言および指導を行います。〈こども家庭課〉

### **障害児に向けた福祉サービスの実施**

障害のある児童に関する相談や日常生活を送る上での適応訓練などの各種サービスの提

供により、保護者の負担の軽減を図ります。〈障害福祉課〉  
**母子保健コーディネーターによる相談・産前産後サポート事業・産後ケア事業**  
**(マミーズほっとステーションぬまづ)**

妊娠・出産・子育て期に係る父母の不安や負担に対して、保健センターの保健師等の専門職が支援プランを作成し、相談に応じるとともに、関係機関と協力して妊産婦等に対し、支援を実施します。〈健康づくり課〉

**青少年健全育成地域相談員の配置**

各地域に居住する教育経験豊かなボランティアを「青少年健全育成地域相談員」として配置し、各地域で青少年健全育成に対する助言・援助を行います。〈生涯学習課〉

## (1) 家庭生活における問題に関する支援

### 市民ガイドブックの発行

新たに市内に転入された人を中心に、相談窓口、市政情報、各種手続き方法などの周知を図ります。〈広報広聴課〉

### 消費生活相談、消費者啓発

消費者トラブルの未然防止のため、消費生活相談員が相談に応じたり、出前講座等を通じて市民に対する啓発活動を実施します。〈広報広聴課〉

### ガイドブック（福祉サービスのしおり）の発行

障害福祉に関する各種制度の概要や手続き方法などを紹介するガイドブックを作成・配付し、障害のある人が適切なサービスを利用できるよう情報提供を行います。〈障害福祉課〉

### 住まいの情報提供

経済的要因や個々の抱えるパーソナリティなどの要因により住宅確保に配慮が必要な市民に対し、住まいの情報を提供します。〈まちづくり政策課〉

### 自信がもてる子育て講座

乳幼児から思春期にかけての子どもを持つ親を対象に、子どもへの理解を深め、親としてのあり方を学ぶ機会の提供を目的として、各分野の専門家を講師に迎えた講座を開催します。〈生涯学習課〉

### 市民相談窓口業務

市民の懸案事項の解決支援を目的として、市民の悩み事や問い合わせに対して、適切な相談窓口へ案内するとともに、解決に向けた助言を行います。〈広報広聴課〉

### 外国人相談業務

外国人住民に対する通訳による外国語での生活相談や、市役所内での各種手続きの補助を行います。〈地域自治課〉

### 納税相談

市税を納期限までに納付できない事情のある人の納税相談を行います。〈納税管理課〉

### 年金相談

国民年金の届書、申請書、基礎年金裁定請求書の受付や相談対応を行います。〈市民課〉

### 国民健康保険に関する相談等

国民健康保険料の徴収や納付相談を行います。〈国民健康保険課〉

### 後期高齢者医療制度に関する相談等

後期高齢者医療保険料の徴収や納付相談を行います。〈国民健康保険課〉

### 生活安定事業

市社会福祉協議会などによる、生活相談や就職相談などを実施します。〈社会福祉課〉

### 介護保険に関する相談

介護保険料の納付や、介護保険サービス等に関する相談を行います。〈介護保険課〉

### 市有財産貸付業務

市有地借地料を期限内に支払えない借地人に対し、分納相談等を行います。〈資産活用課〉

### 各種生活安全相談

ストーカー相談、DV相談、家庭内暴力相談、児童虐待相談、児童等へのいじめ相談などを受け付けます。【沼津警察署】

### 特別障害者手当等支給事業

日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の重度障害のある人に対し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき手当を支給します。〈障害福祉課〉

### 自立支援介護・訓練等の給付

障害者総合支援法に基づく介護・訓練等（居宅介護・就労支援等）の給付を行います。〈障害福祉課〉

### 手話奉仕員養成事業

日常生活に必要な手話語彙および手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。〈障害福祉課〉

### 粗大ゴミの収集

70歳以上の高齢者のみの世帯や、家事援助を受けている障害者のみの世帯の粗大ゴミを事前申込みにより収集します。〈クリーンセンター収集課〉

### 犯罪被害者支援

犯罪被害者の支援情報を提供し、弁護士の紹介をします。【法テラス】

### 補導活動等（青少年教育センター事業）

青少年の非行・被害防止と健全育成を目的とした街頭補導や街頭キャンペーン、年報の発行などの広報啓発活動を行います。〈生涯学習課〉

## (2) 心身の健康問題に関する支援

### 健康相談・育児相談（窓口・電話）

あらゆる世代の人を対象とした、体やこころの健康・育児に関する相談を受け付け、相談者の悩みに応じて、助言・指導を行います。〈健康づくり課〉

### 医療福祉相談

患者や家族に向けて、治療や経済的なこと、退院後の生活環境などの社会的な問題について専門家が相談に応じます。〈市立病院〉

### 健康づくり推進員育成事業

住民参加による心身の健康づくり活動を推進し、行政とのパイプ役として地域の健康づくりを支援する人材を養成します。〈健康づくり課〉

### 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月未満児の家庭へ保健師等が訪問し、発育発達状況の確認、子育ての不安や悩みに関する相談、子育てに必要な情報提供を行い、地域の中で子どもたちが健やかに成長できるよう支援します。〈健康づくり課〉

### 子育てパパとママのこころの相談

子育てに不安や戸惑いを感じている母親や父親を対象に、精神保健福祉士による相談を実施します。〈健康づくり課〉

### 母子健康手帳の交付

母性および乳幼児の健康保持、健康増進のため、母子健康手帳を交付し妊娠・出産・育児に関する情報の提供や相談に応じ、母子共に健全な妊娠・出産・産褥生活を送れるよう支援します。〈健康づくり課〉

### 養育支援訪問

発育発達や養育に関して支援が必要な乳幼児の家庭へ保健師等が訪問し、子育ての不安や悩みに関する相談、子育て支援に必要な情報提供を行い、地域の中で健やかに成長でき



るよう支援します。〈健康づくり課〉

#### **乳幼児健康診査**

医師等の専門職が、乳幼児の発育・発達状況を確認するとともに、病気の早期発見および、育児の不安や気になることについて相談に応じます。〈健康づくり課〉

#### **妊婦健康診査**

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票を交付し、安全な分娩と健康な児の出産のため、妊婦の健康管理の向上を図ります。〈健康づくり課〉

#### **産婦健康診査**

母子健康手帳交付時に産婦健康診査受診票を交付し、産婦の健康管理や産後うつを予防を図ります。〈健康づくり課〉

#### **児童発達支援センターの運営**

心身の発達につまづきがみられる幼児に対して、個々に合った療育指導を行うことで、日常生活への適応能力を高め、円滑な就学ができるよう支援します。〈子育て支援課〉

#### **児童虐待防止対策事業**

児童の健やかな育成と児童虐待の防止を目的として、要保護児童対策地域協議会の運営や児童虐待への対応と安全確認、家庭への養育支援、市民および関係機関に対する啓発活動を実施します。〈こども家庭課〉

#### **障害に関する講座・講習の開催**

障害のある人等を対象に、障害の種類別に講習会等で説明を行います。〈障害福祉課〉

#### **障害者差別解消の推進**

障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害福祉課での相談の受付、住民や民間事業者等に対する周知・啓発を行います。〈障害福祉課〉

#### **障害者虐待の対応**

障害者虐待に関する通報・相談窓口を設置し、状況に応じた対応を行います。〈障害福祉課〉

#### **障害者相談員による相談**

障害のある人およびその家族等の相談に、障害者相談員が応じます。〈障害福祉課〉

### (3) 勤務問題に関する支援

#### **労働相談**

東部県民生活センターにて、労働相談（面接・電話・メール）、弁護士労働相談会（無料、月1回予約制）を実施します。【静岡県経済産業部就業支援局労働政策課】

#### **労働相談・紛争解決（あっせん、仲裁）**

あっせん委員（特定社会保険労務士）が、簡易・迅速・低廉に解決（和解の仲介）をします。【静岡県社会保険労務士会】

#### **労働相談**

解雇や賃金不払い等の労働問題、生活保護およびこれに関連する専門相談の受付をします。【静岡県弁護士会】

#### **情報提供**

法制度や各種相談窓口の案内を実施します。【法テラス】

#### **企業向け出張健康相談**

市内の事業所に出張し、各種測定結果に応じた相談を行い、働き世代の健康づくりを支援

します。〈健康づくり課〉

#### **民事法律扶助**

無料法律相談、弁護士費用の立替を実施します。【法テラス】

#### **労働審判手続**

労働審判官（裁判官）と労働関係に関する専門的な知識と経験を有する労働審判員2人で組織された労働審判委員会が、個別労働紛争を、原則として3回以内の期日で審理し、適宜調停を試み、調停による解決に至らない場合には、事案の実情に応じた柔軟な解決を図るための判断（労働審判）を行います。【静岡地方裁判所】

#### **個別労使紛争のあっせん**

公益委員（弁護士等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社経営者等）の3人で構成されるあっせん員が、当事者双方の言い分を聞いて合意点を探り、話し合いによる解決を支援します。「労働争議の調整」「不当労働行為の審査」も行っています。【静岡県労働委員会】

#### **紛争解決（あっせん、仲裁）**

あっせん人が労使双方の言い分を聞いた上で行う解決（和解）のあっせんや、労使双方が仲裁人に判断を任せるという合意をした上で仲裁人が解決と判断をし、紛争解決を行います。【静岡県弁護士会】

#### **個別労働関係紛争に関する調停**

個別労働関係紛争（解雇、賃下げ、セクハラ、職場のいじめ等）に関して、ベテランの産業カウンセラーが紛争当事者の間に入って、双方の気持ち・言い分を聞き、対立する仲を友好的に変える解決を目指します。【日本産業カウンセラー協会中部支部ADRセンター】

### **(4) 生きることの包括的な支援**

#### **民生委員児童委員に関する支援**

地域住民のからの相談を受けるとともに、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努める民生委員児童委員の活動を支援します。〈社会福祉課〉

#### **保護司会に関する支援**

犯罪や非行に陥った人の更生を支援する保護司会の活動を支援します。〈社会福祉課〉

#### **権利擁護に関する取組**

成年後見制度の周知や、利用促進に向けて、市民後見人の育成や市長申立の実施などを行います。〈社会福祉課・長寿福祉課・障害福祉課〉

#### **青少年健全育成事業**

地域において青少年の健全育成に取り組む「青少年を健やかに育てる会」の活動を支援するとともに、各地区代表による連絡協議会を運営します。〈生涯学習課〉

#### **子ども・若者健全育成に関する団体の支援**

「沼津市PTA連絡協議会」「沼津市子ども会育成連絡会」「ボーイスカウト沼津支部」など、地域において子ども・若者たちの健全育成活動に取り組む各種団体の活動を支援します。〈生涯学習課〉

## (1) 生活困窮者への取組

### 生活保護法に基づく各種扶助

生活困窮者に向け、その困窮の程度に応じ、生活・住宅・教育・介護・医療・出産扶助等を実施します。〈社会福祉課〉

### 生活保護世帯への就労支援

生活保護からの自立を促進するための就労支援を実施します。〈社会福祉課〉

### 法外援護

当座の生活費等に困窮する低所得者等に対して、緊急援護費を支給し、本人および世帯の自立を促進します。〈社会福祉課〉

### 中国残留邦人等生活支援事業

特定中国残留邦人等とその配偶者の人で、世帯の収入が一定の基準に満たない人を対象に、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行います。〈社会福祉課〉

### 自立相談支援事業（生活困窮者自立支援制度）

沼津市自立相談支援センターを設置し、多様な問題を抱える生活困窮者の相談を包括的に受けるとともに、個別の計画的な助言・指導や就労等支援の実施、関係機関との連携による自立を促進します。〈社会福祉課〉

### 住居確保給付金事業（生活困窮者自立支援制度）

離職により住居を喪失した困窮者に家賃相当分の扶助を行い、あわせて就労支援を実施します。〈社会福祉課〉

### 一時生活支援事業（生活困窮者自立支援制度）

ホームレス状態の生活困窮者へ緊急一時的な宿泊場所を提供し、生活保護に至る前に自立相談と一体で助言・指導を行うことで、生活および就労の早期自立を図ります。〈社会福祉課〉

### 就労準備支援事業（生活困窮者自立支援制度）

長期の離職者や未就労者等、就労への準備が整っていない人を対象に、就労に向けた基礎能力の形成を計画的に支援します。〈社会福祉課〉

### 児童扶養手当支給事業

母子・父子家庭等で児童を養育する人に対して手当を支給することにより、生活の安定と自立の促進を図ります。〈こども家庭課〉

### 母子家庭等医療費助成事業

母子家庭等に対して、20歳未満の人に係る医療費の保険診療自己負担分を助成します。〈こども家庭課〉

### 母子家庭等就労支援事業

母子家庭の母および父子家庭の父等の就労を支援することにより、その生活の安定と向上を図ります。〈こども家庭課〉

### 情報提供（再掲）

法制度や各種相談窓口の案内を実施します。【法テラス】

### 民事法律扶助（再掲）

無料法律相談、弁護士費用の立替を実施します。【法テラス】

### 滞納金徴収等の担当職員への、ゲートキーパー研修の実施を通じた支援へのつながりの強化

税金や保険料等の未納・滞納業務を担当する職員を対象に、ゲートキーパー養成講座を実施し、日常業務の中での問題に気づき、相談機関の紹介等の支援へつなげることができる体制づくりを進めます。〈健康づくり課・納税管理課・国民健康保険課・介護保険課・資

産活用課・住宅営繕課・水道サービス課>

### ホームレス（路上生活者等）に関する支援

ホームレス自立支援特措法などに基づくホームレスへの支援を実施するとともに、道路パトロール等の際に、ホームレスを発見した場合には、警察や福祉関連部署と連携しながら対応を進めます。<社会福祉課・道路管理課>

## (2) 勤務・経営問題に関する取組

### 起業創業支援事業

創業相談の中心的役割を担い、また、経営革新計画の作成指導や事業開始後の相談窓口である「沼津地域中小企業支援センター」を商工会議所内に設置し、毎週月・水・金曜日に相談者（創業者・中小企業経営者等）の対応にあたります。【沼津地域中小企業支援センター】

### 総合労働相談

労働問題に関する民事分野について、労働者、事業主どちらからの相談でも、専門の相談員が面談あるいは電話で受け付けます。また、個別労働関係紛争については、法に基づく「労働局長による助言・指導の実施」、または「労働局で実施している紛争調整委員会によるあっせんの受付」を行います。【沼津労働基準監督署総合労働相談コーナー】

### 中小企業支援利子補給事業

中小企業の経営の安定化や合理化を促進し、企業の健全な発展のために事業資金の融資を行う金融機関に対し、利子の一部を補給します。<商工振興課>

### 働き盛り世代の健康づくりを支援する地域の関係機関との連携（再掲）

「地域・職域連携推進連絡会」等において、地域や職域関係者が、こころの健康づくりを含めた地域全体の健康づくりの推進について情報交換等を行い、関係機関と連携した取り組みを進めます。<健康づくり課>【東部健康福祉センター】

### 労働基準法・労働安全衛生法・労災保険法等に関する相談

事業主または労働者からの労務管理、安全・健康管理、労災保険制度等に関する相談を受けます。【沼津労働基準監督署】

### 労働基準法等申告

法違反によって被害を受けている労働者本人からの労働基準法等の違反に関する申告を受け付けています。また、個人的権利の被害救済の求めをきっかけとした監督指導も実施しています。【沼津労働基準監督署】

### 情報提供（再掲）

法制度や各種相談窓口の案内を実施します。【法テラス】

### 民事法律扶助（再掲）

無料法律相談、弁護士費用の立替を実施します。【法テラス】

### 健康経営包括的連携に関する協定

沼津・三島・熱海・下田・伊東の5つの商工会議所と生命保険会社との間での協定に基づき、アドバイザーの資格を持つ社員の派遣等を行います。【沼津商工会議所】

### 職場におけるメンタルヘルス講習会の開催

会員企業向けに、従業員の健康やメンタル管理についての講習会を開催します。【沼津商工会議所】

### 事業所支援

労働者50人未満の事業所を対象に、メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談受付、健診結果についての医師からの意見聴取・長時間労働者およびストレスチェッ

クに係る高ストレス者に対する面接指導、産業保健に関する情報提供を実施します。【沼津・御殿場地域産業保健センター】

#### 企業向け出張健康相談（再掲）

市内の事業所に出張し、各種測定結果に応じた相談を行い、働き世代の健康づくりを支援します。〈健康づくり課〉

### (3) 高齢者への取組

#### 地域包括支援センターの運営

高齢者が住み慣れた地域で生活していくことを支援するための総合窓口として、地域包括支援センターを設置し、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行います。〈長寿福祉課〉

#### 適切な介護サービス等の利用支援

高齢者の身体等の状態変化に合わせた支援や介護サービスが利用できるように、介護保険制度等の利用案内、相談体制を充実し、高齢者の生活環境を整えます。〈介護保険課〉

#### 在宅高齢者の相談支援体制の充実

高齢者が感じる生活不安や健康不安の相談に対し、高齢者の状況の実態を把握し、適切な機関へつなぐ等、相談支援体制の充実を図ります。〈長寿福祉課〉

#### 生活不安の解消にむけた事業

配食事業などの実施をとおして、高齢者が安心して地域で生活できるよう支援します。〈介護保険課〉

#### 高齢者学級開設事業

高齢者が生きがいのある、明るく健康な市民生活を送れるよう、さまざまなジャンルについて学べる機会を、各地域にて提供します。〈生涯学習課〉

#### 高齢者の居場所づくり

高齢者サロン等、地域住民が主体となって運営する通いの場の構築を支援するとともに、高齢者が積極的に社会参加し、住み慣れた地域の中で生きがいや役割をもって生活できるよう支援します。〈長寿福祉課・社会福祉協議会〉